

各 位

平成 29 年 2 月 27 日



会 社 名 株式会社日本抵抗器製作所
代表者名 代表取締役社長 木 村 準
（コード番号 6977 東証 第二部）
問合せ先 社長室 室長 木矢村 隆
TEL(0763)62-8125

単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 30 日開催予定の第 69 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数（売買単位）を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 7 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 3 月 30 日開催予定の当社第 69 回定時株主総会におきまして、単元株式数及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 7 月 1 日をもって、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式等

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 12 月 31 日現在）	12,400,000 株
株式併合により減少する株式数	11,160,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,240,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	20,000,000 株
変更後の発行可能株式総数	2,000,000 株

⑤ 併合により減少する株主数

平成 28 年 12 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく、株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	94 名（ 4.45%）	139 株（ 0.00%）
10 株以上	2,019 名（ 95.55%）	12,399,861 株（100.00%）
合計	2,113 名（100.00%）	12,400,000 株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、現在 10 株未満の株式のみご所有の株主様 94 名（所有株式数の合計 139 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

平成29年3月30日開催予定の当社第69回定時株主総会におきまして、株式併合に関する議案並びに単元株式数及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 単元株式数の変更及び株式併合の日程

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・取締役会決議日 | 平成29年2月27日 |
| ・定時株主総会決議日 | 平成29年3月30日(予定) |
| ・単元株式数の変更の効力発生日 | 平成29年7月1日(予定)※ |
| ・株式併合の効力発生日 | 平成29年7月1日(予定)※ |
| ・発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成29年7月1日(予定) |

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年7月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年6月28日となります。

4. その他

本日付で、「定款の一部変更に関するお知らせ」を別途開示しております。

以 上

添付資料；(ご参考)単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

平成 29 年 3 月 30 日開催の当社第 69 回定時株主総会におきまして議案として上程される予定の「株式併合の件」につきまして、株主の皆様によりご理解をいただくため、「単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A」をご用意いたしましたので、ご一読のほどお願い申し上げます。

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の単元株式数（売買単位）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、平成 29 年 7 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、単元株式数の変更後においても、当社株式の投資単位（1 売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整するとともに、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 3. 単元株式数の変更及び株式併合に関する主なスケジュールは以下のとおりです。

平成 29 年 3 月 30 日（予定）	定時株主総会
平成 29 年 6 月 27 日（予定）	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 6 月 28 日（予定）	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 7 月 1 日（予定）	単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29 年 8 月中旬（予定）	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 29 年 8 月下旬（予定）	端数処分代金の支払開始

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 10 倍になるからです。

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 5. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 7 月 1 日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して売却処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。（具体的なスケジュールは Q 3. のとおりです。）

【議決権について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個		200 株	2 個	なし
例 2	1,200 株	1 個		120 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし		55 株	なし	0.5 株
例 4	7 株	なし		なし	なし	0.7 株

- ・例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 20 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.7 株）につきましては、当社が一括して売却処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- ・例 4 においては、すべてのご所有株式が端数株式になり、株式併合後にご所有株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 7. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。

証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日等を除く)